

# 「経済的依存性」とジェンダー

有賀美和子

## はじめに

社会的相互作用のすべての形態は、相互的な維持つまり“交換”の要素を含んでおり、またすべての交換は双方の集団に利益を与えると仮定しよう。すなわち、BがAにXを与えるかわりに、AはBにYを与える。この「通常の」交換は、概ね次の二つの特質を有している。

1. 「通常」の交換関係は、一方の側による他方への“全面的信任”を伴わない。なぜなら、それぞれは他方が供給するものに対して代替的な他の供給資源を見出せるか、あるいはそれぞれが他方の供給するものを欠いても完全に存立することができるからである。
2. 「通常」の交換関係は“対称性をもつ信任”を伴うが、それぞれが財の支給に関して同程度に一方の集団に依存する。これらの財は双方のどちらにとっても全く同じ価値になっている。このシンメトリーは、単一の交換の範囲内でも、より大きな交換システムの範囲でも、両集団がかかわる交換のなかで認めることができる。

さて次に、これらの諸仮定を裏返せば、二者のうち一方の集団を「依存する」立場で取引をする地位におくような交換の諸類型が描かれる。〈依存〉は交換関係のある特定の“類型”といえるが、それは上述のノーマルな（非依存的な）交換との対比において最もよく分析されうる。

Patricia Tulloch は、この交換関係という概念をベースとして、それまで「女性学において殆どあえて試みられなかった」<sup>1)</sup> という〈女性の経済的依存性〉の概念化とその分析をおこなっている。<sup>2)</sup> 以下本稿では、そこで提起された論点を援用しながらこの問題に関する考察を進め、またそれをこれまでの

女性学—より限定的にはジェンダー論—の知的文脈の中に位置づけてみたい。

さらに後段において、それが今後のジェンダー論とどのように関連するかについて考察を加えるために、ここで最近のジェンダー論の動向について、あらかじめ簡単に触れておこう。

性とジェンダー<sup>3)</sup>に関する理論化の試みをめぐって、現在二つの主要な動向があるように思われる。第一は、生物学と身体に関する決定論的な通念は今や科学的かつ認識論的基礎から根本的に挑戦されつつあり、体化 (embodiment) や有体 (corporeality) といった新しい用語の選択に例示されるように、別のアプローチが探られつつあるということである。<sup>4)</sup> 第二には、性/ジェンダー区分およびそれに関連した他の二分法である身体/精神、情緒/理性、自然/文化はすべて、多くの西欧思想の特徴とする二元論的分析様式を求める傾向の産物であるという認識である。複雑で多様でまたお互いに相互依存的な現象間の諸関係を表現する最適の方法は何かという重要な問いは、まず分割の両辺をもつ、二分法的な分割のモデルを課すことによって占められてきた。それに付随するのは差異と対立の強調であって、類似性や重複の強調ではない。したがって各二項関係において二者択一のひとつを優先することになる。ジェンダー論を含むフェミニズム理論がいま試みつつある主要な課題は、とりわけ生物学主義や（何らかの種類）決定論や二元論といった思考様式の論理的誤謬をくり返すことを避けるような、性差を概念化する新しい方法を見出すことである。

## 1. 「依存性」の意味

さて、冒頭の仮定にたち戻って、「依存性」の意味づけをおこなってみよう。

ノーマルな交換関係にたいして、「依存的交換関係」は“非対称的な信任”によって特徴づけられる。その理由は、BがYを得る別の方法をいくつかもつのに反して、AはBからXを獲得するほかに方法がないからか、またはB

が Y なしに存立しうるのに対して、A は X なしには存立しえないからのいづれかである。この非対称は、単一の交換の範囲内でも、より大きな交換システムの範囲内でも、二つの集団がかかわる交換のなかで認めることができる。

したがって Tulloch によれば「依存」はその顕著な特質として、強制、非対称的信用、非対称的権力関係、および搾取の危険を伴っている。<sup>5)</sup> すなわち、強制あるいは非対称的信用という要素は、依存者がただ一つの源泉から、ある必須の資源を得るほかに選択肢がないことに起因する。次に非対称的な信用は、非対称的な権力関係を意味する。必須資源の独占権を握る寄贈者は、交換の条件を定める権力をもつからである。さらに、寄贈者が受領者から真に「必要とする」ものが皆無のとき、後者は永久に寄贈者に負債をおったままとなる。Uttley によれば、依存はしたがって「互惠」主義よりむしろ「恩恵」という規範に基づいた交換、すなわち受領者が債務の殆どを負い、寄贈者が権利の殆どを受けるといった交換を伴う。<sup>6)</sup> 受領者が寄贈者に頼ることを強いられる程度に応じて、非対称的な権力関係は増大する。そして、これらの強制された信用つまり互惠の欠如や非対称的権力という要素のゆえに、依存の諸関係は、搾取という固有の危険を有している。

しかしながら、独立・相互依存・依存との間に明確な境界はなく、むしろ、代替財や資源が一方の端に豊富で他方の端に殆どないというような一つの社会的連続体が存在する。ここで依存的諸関係における搾取の危険は、上位者の集団が貴重な資源に関する自由裁量の制御を行使するとき最大となる。<sup>7)</sup> すなわち、たとえ非対称的信用関係が持続する (A がある非常に高価な商品 X を一方的に B に頼っている) 場合でも、もし B が X を A に使わせない自由裁量の権力を欠くならば、その関係は必ずしも搾取的とはいえない。したがって搾取の最大危険をもたらす関係は、受領者がその交換から (資源の価値と他の供給資源の欠如によって)「撤退することができない」という関係と、単一の寄贈者がそれらの資源を自由裁量で制御しているという関係である。

## 2. 女性の経済的依存

ここにおいて〈経済的依存〉は、経済的に扶養することで他者に信任を強制するものとして定義されうる。そして経済的依存という用語は、最も端的に言えば家事・ケア労働のゆえに女性は相対的に労働市場へのアクセスを制限されてきたという仮説を伴って、典型的には他者（必ずしもそうではないが通常男性）に依存する労働市場外の女性と、直接的・間接的のいずれにせよ配偶者を通じて公共福祉制度に依存する女性の地位を描写するために用いられる。

しかし労働力排除が経済的依存のもとであるというこの仮説は、排除と階級が収斂するときに適合するように思われるが、それらが分岐するときには疑わしいものになる。端的に例えば経済的必要性からパートタイム労働によって片親を援助している女性の立場は、労働市場の外側に留まる「余裕のある」女性の立場と比べると、議論は逆転される。階級的位置における差異は、経済的依存に関する女性共通の経験を無効にしそうに思わせるが、しかし階級的差異は、ジェンダーによって授けられる共通の危険を否定するものではない。そこで示唆されるのは、女性が男性よりもそうした依存の危険により多く晒されているということである。

Tulloch は、女性に影響を及ぼす経済的依存に関する三つの主な形態として、公共福祉制度への直接的依存、配偶者が主な受益者とみなされる場合の公共福祉制度への間接的依存、および一家の稼ぎ手たる配偶者への依存をあげている。<sup>8)</sup> ここにおいて福祉受益者は、援助に関する代替財を欠くためにその交換から撤退することができないときや、あるいは国家が（例えば同居規定等を通して）恩典に関してある程度自由裁量の制御を働かせるとき、搾取の最大の危険に直面する。また「被扶養」配偶者に供給される経済的扶養は、受領者を相対的に弱い経済的地位に配置し、被扶養者は労働市場におけるその代替の制限によってこの家庭内の交換から撤退することができないときや、一家の稼ぎ手が家計に関して自由裁量の制御を働かせるとき、搾取の最大の危険に直面する。

ところで、Tullochに先だって〔女性—家族—社会〕の関係を理論的に定式化し、女性は第一義的に「家内的存在」であるとする前提—女性の「家内性」(domesticity)—を社会科学的俎上においたのは、1970年代に入って新たに台頭したマルクス主義フェミニズムの功績であった。

Jaggarらの広く流布した分類によれば、それは「伝統的マルクス主義」と「ラディカル・フェミニズム」の止揚により“女性の抑圧”の問題を初めて社会的・歴史的文脈に置いて社会科学的に考察する道を拓いたとされている。<sup>9)</sup>

従来の伝統的マルクス経済理論においては、家事労働は商品生産やそれをめぐる交換関係とは全く異質の社会関係(家族関係)のもとでおこなわれる私的労働であり、資本の生産過程の外部にある個人的消費過程であるとして社会的生産問題から除外されてきた。<sup>10)</sup>つまり家事労働は賃労働との原理的相違が強調されるにとどまって、その資本制生産との内的連関分析は軽視されてきたのである。「マルクス主義フェミニズム」の独自性は、「家族」および「心理(あるいは意識)」という従来のマルクス主義理論に欠けていた領域を「性支配システム」(あるいはしばしば「家父長制」<sup>11)</sup>と象徴的によばれる)として主要な分析対象とした点にある。すなわち資本制社会における性抑圧の固有な基盤である「家族」とその「家父長制構造」を、階級抑圧の問題に一元的に還元しえない相対的に独立的な領域として問題化し、そして相対的に自立的な「性支配」と「階級支配」の二つのシステムの相互作用の下に、現実の女性の抑圧があるとみる。社会科学としてのマルクス主義フェミニズムの骨格をなすものは、「家内的存在」である女性を「家族」を媒介として社会構造内に位置づけるという理論モデルである。

たとえば近代資本制社会においては、女性の「家事労働」という“シャドウ・ワーク”(評価されない不可視の労働)を通じて無償ないし不当な安価で労働力再生産をおこなうことによって、また社会の要請する男女のジェンダー化された精神構造を育児等の日常生活のなかで再生産することを通して、「家族」は女性を経済的・心理的に搾取・抑圧しながら「社会」の再生産

に貢献していると考えられる。因みにこの理論モデルを現実に適用した分析としては、Robotham や Zaretsky らの例が著名である。<sup>12)</sup>

一方、いわゆる「性別役割理論」においては「女性の依存性」が、女性性 (femininity) の社会的に伝達され内部化された心理状態を通して競争的・攻撃的な「男性的行動様式」から女性を撤退させる結果として論じられた。ここではジェンダーの心理学が優勢を占め、階級や労働市場の動学は殆ど不問に付されてきた。

Cass は、従来のマルクス主義理論と性別役割理論とを統合しようとする試みの最も適切な一例として Robotham による業績をあげ、さらに Tulloh の試みを、その文脈の延長線上に位置づけている。

Cass によれば、それらが扱う論証は共通して次の三つのテーマに関連しており、「女性の依存性」という論点は、先進資本制社会に内包される三つの主要な制度—家族、労働市場、および国家—に関連してその重要性が認知されたときに、フェミニズムの所説において一つの中心的地位を与えられた。<sup>13)</sup>

1. 家庭内の分業における女性の地位。すなわち女性が家事・ケア労働にかかわること（子供の世話、高齢者や病人のケア、健常な夫の世話を含む）。
2. 労働市場が分割されていること。すなわち女性の仕事は典型的にみると相対的に不安定で報酬が低く、また労働過程では自立性やより高い資格付与を獲得する機会が少ないために経済的依存を未決のままに据えおくものが中心になること。
3. 公共的諸政策の役割。もっと広範には、労働市場や家庭内の諸過程がつくり出した経済的依存性を創出し強化すること、あるいは挑戦し変革することにおける国家の役割。

そして家族、労働市場、および国家というこの三つの制度は、女性と男性の労働領域や労働報酬を決めるうえで決定的な要因であり、それらの相互連関の分析は、女性の依存性に関する諸過程を理解するために不可欠であると

される。ここでは“性別”が賃労働の組織にとっても、女性が家事・ケア労働を遂行する義務と男性が女性を扶養する義務に基づいた家族一家計にとっても中心的な要素である。すなわち、二組の労働インセンティブ市場における男性の賃労働にたいするインセンティブ、および家庭における女性の不払い（家事・ケア）労働にたいするインセンティブが維持されている。

したがってここで探究される経済的依存性という概念は、先進資本制社会に包摂されたある特定のタイプの経済体制の発展における一つの産物であり、またそれ自身が原動力となってきたという、一見したところ明白な前提が導かれる。すなわち、ある特定のタイプの経済体制とは、その中核が家父長制的な資本主義を基盤としたものである。<sup>14)</sup>

この経済体制の二つの主要な特徴は、私的な家庭生活の領域と賃労働の領域との間のきわめて空間的・イデオロギー的な境界区分と、高度に発達した国家介入の様式である。この国家介入は、この議論にとって特に重要な二つの形式をとっている。第一に労働市場の規制が、女性に利用可能な仕事の性質や雇用の報酬や個々の職に就くために必要な正規の資格を統制する。第二にジェンダー諸関係への高度に発達した国家介入の様態が、たとえば家族法や社会保障法や出生率増加支持の家族政策といったメカニズムを通して現れる。すなわち家事・ケア労働に関する“女性への特化”は請負者の市場労働の機会を減じ、公共的諸政策は〔家事/市場労働〕の二分法とジェンダーの二分法を増幅する。とりわけ育児にたいする女性の責任は、その責任を脆弱な他者のケアへ拡張することをも含めて、女性の家庭内での依存性や女性が労働市場縁辺領域にいることの中心に位置している。

こうして女性の経済的依存性は、Cassによって以下に述べられるような、女性から不払い労働を引出す婚姻制度の一機能としてみなされる。

「女性の地位は、結婚という制度と母になるという制度を一对としてみる  
とき、女性を依存的にし、無報酬の家事労働者として経済的独立性を奪い、  
その家庭内の諸責務によって競争的労働市場において不利な立場にする。  
したがって女性の地位は、もし男性の稼ぎ手の扶養を失うか拒むならば、

福祉受益者として貧困状態に留められているような人々の大集団に新たに入りうる新兵の地位である。』<sup>15)</sup>

ここにおいてジェンダーによる分業およびそれを正当化する社会的諸仮定は、福祉が市場に、社会的なものが経済的なものに、また女性が男性に従属しているような家父長制ないし資本制諸関係の関数として解釈されうる。「支配される者がなぜ女性なのか、またいかにして支配されるのかを知るのは、家父長制の研究過程においてである」<sup>16)</sup> という Hartmann の所説は、男女間の諸関係はある構造を仮定した文脈において解説され、その上でそれを説明するために用いられることを示唆している。したがってそれは、いわば閉じた体系になっている。

### 3. ジェンダーと依存性——依存的諸関係内部の権力パターン

さきに述べた家族・労働市場・国家という三つの制度の相互連関を考察する第一の鍵は、家事・ケア労働のゆえに女性は相対的に労働市場へのアクセスを制限されてきたという前述の仮説である。女性の家事・ケア労働は、福祉国家の機能や、労働力の再生産や、非労働力人口の扶養にたいして様々に寄与している。<sup>17)</sup> そしてこの「家内的福祉」は、第一に育児・家族政策といった社会保障や財政政策を通じた公共福祉政策によって調整され、第二に「女性的役割」に関する一般的な社会的定義は一連の家内的義務を是認し、また、女性の労働市場へのアクセスを制限する。Tulloch によれば、その相乗効果が女性を配偶者や国家への経済的依存の危険に晒すことになる。家事・ケア労働は一家の稼ぎ手の生産関数にとって副次的な「非労働」という地位に追いやられ、したがって女性は、福祉提供者でありながら、配偶者ないし国家への経済的依存を通じて、その受領者となるからである。<sup>18)</sup> こうして女性は非対称的な権力関係に配置され、これが再び、自らが経済的被扶養を必要とするもとの原因にフィードバックする。

ここで第二の命題は、依存的諸関係“内部”の権力パターンに関連している。依存は、援助の見返りとして受領者が一定のコストを負担させられると



いう一つの交換を伴う。受領者のコストとは、労働力からの排除や、社会的に規定された行動パターンである個々の家庭的役割の受容や、さらに多くの場合、受領者の地位を社会的に劣位のものとする寄贈者の定義といったものを含んでいる。受領者がある希少な資源について単一の寄贈者に頼らざるをえないとき、受領者は選択の余地がないばかりでなく、互恵的交渉力の欠如した交換条件にそわなければならない。寄贈者はかわりに、その交換から権力という高価な商品を獲得する。

相対的に所得・地位・権力へのアクセスを欠いた人々は、資源支配権を握る人々に依存するようになる危険に晒されるため、依存は非対称的権力関係を反映しかつ強化する。そして資源支配権をもつ者の相対的権力は、この依存によって増大するようになる。

受領者から引出される貢献の価値にかかわらず、非対称的な権力関係が、次の四つの諸事情のもとに維持されている。すなわち(1)交換条件の制定に関する寄贈者の能力が、より広範な構造的不平等によって強化されているとき、(2)寄贈者が、交換を通じて満たされるニーズを充足する代替手段を有しているとき、(3)寄贈者には多くの援助資源があって受領者には殆どないとき、(4)受領者のニーズが死活的なものであるのに対して寄贈者のニーズはそうでないとき—である。<sup>19)</sup>

第一の状態は、主流フェミニズム理論の中心的関心事—女性に対する男性権力が時代を通じた先進資本制社会の文脈でどうなっているか—になっている。それに関する全体的な説明については幾つかの留保はあるものの、所有権と支配権の設定を通じたジェンダー不平等の強化ということが、ジェンダーと依存性との関係の理解にとって中枢をしめることは確かである。

非対称的権力に関する他の三つの規準は、より一般的な命題の下にひとまとめにして考えることができる。つまりその命題とは、寄贈者は、受領者よりもその関係からの撤退について“威嚇”することができるゆえに、受領者に対していわば「脅迫に関して有利な立場」を保持しているというものである。<sup>20)</sup> おそらく Tulloch はここで、いわゆる「撤退ゲーム」の着想を導入し、

寄贈者が「脅迫の強み」を占有しているという一般的な命題によって、次に女性のケア労働に関するさらに進んだ考察を導いている。すなわち多くの場合、きっぱりと撤退するのが容易であるのは“情緒的な財”よりも“物質的な財”の方である。もしそうであるならば、女性が交渉の手段としてケア労働からの撤退という脅威を使用できる程度には限りがある。

女性が“家事・ケア労働”という自らを不利にし依存的な立場におく交換から「集団的に撤退しない」という事実は、男性の強制力とは異なる諸力の作用を示唆している。それは、「防衛力のない他者を害することに対する恐れ」に負うところがより大きいのであって、男性よりも女性が一般的に権力をもっていないということの原因としているのではないかもしれない。このことは、男性によって賦課された分業から導かれる二重の拘束の一部としても考えられうる一方、ある別の解釈も可能である。

#### 4. 女性の「優先権」モデル

ここで女性のケア労働の諸特性に関する考察に立ち戻るならば、この議論にもうひとつの次元を与えることができる。すなわち女性が介護する人々とは典型的に言えば若年者、高齢者、障害者あるいは病人といった、一般に依存的地位の危険のある他者である。したがって女性はそれらの人々の国家・機関への完全な依存を防ぐ「緩衝装置」として働き、女性がそうすることで自らは依存的地位に置かれるのである。女性が家庭に居つづけることは、自らの撤退が特に老若者といった脆弱な他者を損なうことになるという自覚のためであるということによって、少なくとも部分的に説明されうるであろう。このことは男女の義務の差異に関連づけられなければならないが、分業は、それによって維持されている資本制の社会経済的諸関係とともに多少とも女性が本質的に弱者の保護に与える“優先順位”のおかげで成立しているということ、一つの仮説とすることができよう。

Tullochによれば、女性の家事的責務および男性の生計維持的責務は、女性の優先権と男性の優先権とを反映した一定の交渉の結果とみなすことがで

きる。このモデルでは、老若者のケアは女性に「強いられる」のではなく、自らがその特質上、男性がするよりも高い優先順位を与える何ものかなのである。<sup>21)</sup> 直接的な帰結として、女性の賃労働への時間と機会は制限され、したがって経済的には配偶者や国家に、社会的にはその直接の家族に依存する家事労働者となり、また正式の公的意思決定機構において相対的に無権力となる危険性がある。育児における中心的役割を引受けることに女性が支払う代価は高価である。その代価が、女性が進んで支払おうとしているのか支払わされているのかは明白でない。しかし、その代価が高いという事実そのものは、その選択が女性に強いられているということを必ずしも証明しない。

以上の文脈において女性が経済的依存の結果男性（や国家）に対して脆弱になるということを考察するときの焦点は、女性が配偶者や国家に財政的に依存するようになる経路にあてられる。財政的依存という事実は、主観的意識のレベルと女性の広範な政治経済的地位との両方に深く関連をもつ。そしてここには、いわば二律背反が存在する。つまり一方では経済的依存が、非対称的な力関係、拘束および無権力をもたらし強化するということが論じられる。また他方では、男性の圧制と女性の従属に関する一般的な所説は、依存が搾取という固有の危険をもたらすが、依存的諸関係は“必ずしも”搾取や抑圧によって特徴づけられるわけではないという理由で、留保される。

したがってここでの命題は、女性がケアに対して男性よりも高い優先順位を与えるがゆえに、女性は労働市場において不利な立場に置かれるというものである。市場の論理のもとでは、その優先順位のゆえに、ある時には老若者をケアする間労働市場を去ることを選ぶ女性は、競争性や一貫性の乏しい労働者である。女性が家事労働における主要な役割をひきうけることに高い代価を支払うという全くの事実は、しかしながら、その選択が彼女たちに賦課されていることを意味するものではない。むしろ、女性たち“自身”が（もちろん実質的には社会的制裁<sup>サンクション</sup>によって強化されているが）、この選択をおこない、その結果として家庭内の交換において依存性と無権力性を体験することは可能なのである。

こうして、依存に関する交換という立場からの説明に関する一つの限界が導き出される。人々が「共同の福祉について真剣に道徳的な諸原理を考えると」<sup>22)</sup>、共同の福祉の信号表示が灯るのは「“贈与”の諸関係を主張することによってであって“交換”の諸関係を主張することによるのではない」という Goodin の所説は、ケア労働という女性の主体的な経験が、道徳的な義務のある経験であって経済的取引きなのではないという一面を示唆している。すなわち交換取引きで私利を主張することは、社会的諸関係への参加者がもつ優先権とそれに関連する道徳的諸原理を見過ごすことになる。

援助は、時には付帯条件が何もつかずに提供される場合がある。人々は何らかの見返りの可能性もなく、自らにとって多大な費用を伴うときでも、他者を援助するかもしれない。その最も顕著な例は、重度障害者のケアである。交換理論は、いくつかの様式の依存を維持するときに含まれる「慈愛」という要素を扱うことはできない。<sup>23)</sup>

交換という概念は一方で依存的諸関係の非対称的な性質をきわ立たせるが、その主要な欠点は、諸関係がいわば社会的政治的真空のなかに放置されていること、パーソナリティに関するもっぱら合理的（つまり経済的）なモデルが必要とされていること、そしてすべてのゴールが計算見積りによって追求できるのであってゴールを追求する人々にとってゴールの価値が消え去ることはないと仮定されていることである。

しかし、ケア労働が賦課というよりむしろ一つの優先権であると論ずることは、男性が女性の選好を利用しないと論ずることや、あるいは女性がこの優先権に対して支払う代価が不可欠であるということ論ずること“ではない”。むしろ両方の場合において、その逆が真である。なぜ家庭内交換が非対称的であり、またなぜ男性が女性に対して「脅迫に関して有利な立場」を有するののかについての諸理由には、以下の事情が含まれている。すなわち、女性が婚姻から撤退し労働市場に参入するよりも、男性が家事・ケア労働を雇うほうが容易であり、したがって男性にとっての家事・ケア労働よりも、賃労働の外部にある女性にとっての経済的扶養のほうが、より不可欠なもので

あるということである。家庭内交換における非対称性は、家族内部で補強される権力や分配や権威に関するより広範な諸関係を反映している。

家族一家計という家庭の領域において「互恵の欠如」は、男性の扶養義務が女性のサービス供給義務よりも高く評価され、サービスの交換が不等価になっているところに存在する。「女性の無権力」は、互恵の欠如の直接的帰結であり、また「信任の強制」は、扶養の代替手段がもともと欠落しているためか、またはそれらの選択がブロックされることから知覚のうえで代替物がないと感じることによって導かれる。

なぜケア労働がわれわれの社会において、労働力の内部でも外部でも社会的組織的比較のうえで低く評価されているのかという問いを解く一つの鍵は、利潤動機が報酬を決定するという事、また（健常者に対してさえ）「ケアすること」は、収益中心的生産過程から遠く離れすぎていて高収益を保証しないということである。

ここにおいて再び、交換という観念が何らかのかたちで相互依存という観念を伴うという出発点に立ちかえてみよう。ある特定資源の寄贈者は、多かれ少なかれ、受領者から引出される貢献を期待しているかもしれない。そこには何らかの取引が発生している。受領者の方も種々の資源をもっているので、受領者に提供される条件について挑戦することは可能である。完全な無権力や依存は、連続体の一方の端にしか存在しない。受領者の貢献の価値が高い（また家事・ケア労働が社会的経済的に決定的である）ほど、その関係がますます互恵状態の方へ移動し、したがって交換に関する「寄贈者」と「受領者」の一般的な区別が消失することが予期されるであろう。そこでは例えば女性が強力な市場労働能力や所得に関する強力な代替資源を有する諸条件の下では、男女関係が互恵の方向に移行する傾向のあることが示唆される。

Tulloch によって提起された交換関係という概念と、女性の「優先権」モデルとの統合を試みるならば、分業の結果としての男女間の非対称性を縮小する方法として、次のような提案が導かれる。

第一のアプローチは、女性をケア労働者としての責務から解放するような国家援助あるいは女性の家事・ケア労働の価値に対して具体的な報酬を与える柔軟な雇用機会を供給するよう立案された諸政策を通して、女性に開かれた賃労働機会を拡大することである。このアプローチは、育児施設や地域のデイ・ケアセンターや家事分担やフレックス労働時間や再訓練の機会の拡大に凝縮されるが、実現はされなくとも論議において最も注目をうけてきた。それらの解決は、福祉への社会的関与を強化し拡大する方向で進められるべきであろう。しかしながら、より対称的な諸関係の達成は、それが女性に有益な選択権の拡大を含むだけ、男性の諸機会の制限を含むかもしれない。

第二のアプローチは、分業それ自身をより根底的に削り去ることである。この場合には、強勢が「機会」から「責務」にシフトする。家事労働、ケア労働、および世帯所得を得ることは“すべて”責務とみなされる（たとえば市場が「機会」と家事・ケア労働すなわち「責務」に値をつけるという仮説を議論する）。女性と男性は、それぞれの性質上当てがうであろう優先順位にかかわらず、生産の両局面に貢献するよう“均等に義務を負わされて”いるのである。このアプローチは、機会均等の文脈において言い換えられうるにせよ、責務の文脈において表現することの方に諸利点がある。「機会」は果たされなくてもよいが、「責務」は果たされなければならない—そして責務は、それにみあうための機会（手段）があるということを仮定する。したがってこのモデルの下では、家事分担、フレックス労働時間、および“男女両性”のパートタイム労働を用立てることによる労働市場の一部再編が必要である。

本質的に、この選択肢は次のことを意味するであろう。すなわち世帯所得獲得に対して女性が男性と等しい責任を分担するのと同様に、男性がケア労働に対して女性に等しい責任を担わなければならないということである。この提言は前者のアプローチに比べて、女性の依存性をもっと根本的に減ずるであろう。しかしながら、この選択肢の適用がケア労働に対する男性の“関与”の増大や、賃労働における所得格差の縮小や、社会的に有効な事業の拡

大を伴うとしても、それは現在女性が「子供と家庭」にふりあてる優先順位に役立つのと全く同様に、資本の利益にも役立ちうる。

おそらく次にくるべき検討事項は、男性“自らの”優先項目の再考を促すことであり、その賃労働への執着をゆるめることであり、またその家内の福祉への関与を強めることである。なぜなら、男女両性が市場の論理を拒否するために連携するときのみ、資本の諸力が人間生活の支配をやめるであろうからである。

### おわりに——ジェンダー論のゆくえ

「分業は、それによって維持されている先進資本制の社会経済的諸関係とともに、多少とも女性が本質的に脆弱者の保護に与える優先順位のおかげで成立っている」という Tulloch の仮説は、パーソナルなものの集合を構造的な文脈に位置づけ、また人間の作る機関の本質的な要素を導き出すために有効な示唆を含んでいる。

しかしこの仮説に基づく説明には、次の主要な問題が残されている。すなわち、脆弱者の利害に共鳴しケア労働を供給し続ける者がなぜ女性であって男性ではないのか、ということである。女性は利他主義に関して独占権を有しているのであろうか。あるいは、女性が実際にケアにたいして男性よりも高い優先順位を与えているということに関する疑いもまた存在する。ここには生物学的特質主義、いわば出産に基づいた脆弱者への奉仕ひきうけ理論が存在するように思われる。

もしも脆弱者への共鳴が、社会的に構造化された育児に基づいているのなら、われわれはなお、なぜ女性がこの基本的なケア労働を行うのか、つまり育児における女性への特化に関する選択肢をいかなる政治的・経済的・社会的諸過程がふるいにかけるのかを説明する必要がある。その問いに対する解答は、適切な歴史的 analysis とともに、おそらく、構造的諸条件（政治的・経済的・社会的諸条件）の理解を伴ったジェンダー論の観点を必要とするであろう。

たとえば Macintye は、戦時中における男性失業労働者の国家援助への反応に関する分析のなかで、福祉政策にたいしてジェンダー分化された対応があることを示している。<sup>24)</sup> つまりそれを受けることは“男らしくない”（“女らしくない”わけではない）と考えられ、男性は失業手当よりも公的労働を望んだというのである。この一例が示すように、福祉政策への対応においては明らかにジェンダーが作用しており、またそれはおそらく自らが受取る移転に関する受領者の知覚の中心に位置している。

また Cass は、今日のオーストラリアにおいて扶養子女をもつ片親者のおよそ 80% にあたる福祉受益者のうち、その割合を構成要素に分けるならば、単身の母親の 84% が福祉受益者であるのに対して、単身の父親の 18% がそうであるにすぎないという一例をあげている。<sup>25)</sup>

福祉制度への依存に関する男女の異なった傾向は、家庭内部における依存の諸過程に明確に関連づけられ、また労働市場における所得獲得能力および性別区分された労働市場の国家的規制にまでさらに遡らなければならないと同時に、生物学的差異に応じた行動規範の男女差がどのように社会的につくりあげられているかというジェンダー論の観点が必要とする。

心理学者の Stoller は通常、男女間の差異に関する生物学的な構成要素としての性 (sex) とその文化的局面としてのジェンダー (gender) との間の区別を導入したとされている。<sup>26)</sup> 「男性」と「女性」が生物学的な創造物 (creature) であるよりも社会的創造 (creation) であるという区別それ自体およびその着想は、フェミニズム理論の発展においてとりわけ重要であった。きわめて端的にいえば、それは第一に、男性か女性のいずれかによって保有されるがその両方によっては保有されない（体格や筋肉組織の類型、ホルモンの成分、生殖機能等）ような先天的・生理学的・生得的・遺伝学的な諸特性と、他の学習あるいは獲得される環境によって引き出された社会的諸相違（パーソナリティ特性、態度、技能、行動様式等）の間を分化する方法を提供し、第二に、女性を特別に扱ったり不平等な地位においたりすることについて社会的決定要因が重要であるとする特定の評価をもたらした。



性や生物学といった諸概念は、人類の生理的・遺伝学的な基本財産があらかじめ決定されかつ静学的であると受止められてきたが、同時にそれは社会的小および他の諸力による鑄型を待ちうける“原料”でもある。

いわゆる性/ジェンダー区分によって提起される諸問題は、フェミニズムの種々の分野や学派によって、さまざまな方法で扱われてきた。そしてジェンダーは、フェミニズム理論の種々のパースペクティヴ次第で個人的アイデンティティと社会的諸関係の構成要素としての独立的地位を与えられたり従属的地位を与えられたりする。

またジェンダーという概念は、家父長制という観念に密接に関連している。現代のフェミニストにとって家父長制は、すべての人間社会の普遍的な特徴とみられるもの一つまり、女性がカテゴリーとして男性による支配に従属させられるようなジェンダーと社会的秩序に基づいた系統的な社会的不平等—を述べるために最も広く用いられる一般名辞となった。<sup>27)</sup>

しかしながら、ジェンダーがアイデンティティ形成や社会生活に関する他の諸局面や諸過程から不可分であるとみなされるようになるにつれて、その概念はますます一気に抽象的となった。1985年に Stacey と Thorne は「社会的生活を一連の測定できる変数に還元することは、ジェンダーを含む社会的諸関係の理論的理解にとって決定的である全体がもつ意味を減じている。」<sup>28)</sup> という点を批判し、また Stimpson は「ジェンダーがもつ文化的諸法則は、女性 (feminine) と男性 (masculine) が、二元の対抗という偉大なドラマのなかで相互に対決を演じることを要求する。」<sup>29)</sup> と述べている。

そうした反省のうえに、近年においては、社会的諸関係を継続させる動学的構成要素としてのジェンダーないし“社会的プロセス”としてジェンダーをみることが強調されてきた。フェミニスト歴史学者の Scott は、「一つ一つの源泉を追究するのではなく、われわれは諸過程が、それらがときほぐされえないほど相互に結びあっていることを想起しなければならない」<sup>30)</sup> と述べ、社会的に生産され相互依存する「プロセスとしてのジェンダー」という概念を組み入れている。

この立場に関してとりわけ明確な定式化をおこなっている哲学者の Flax によれば、'ジェンダーの諸関係'とは、複雑な社会関係の集合をとらえ、また歴史的に可変的な社会的諸過程の変遷していく集合を参照するために意図されたカテゴリーであり、社会的カテゴリーとしてジェンダー構造は、階級・人種等の他の社会的諸関係との相互作用によって順次形成されていくものである。<sup>31)</sup> すなわち分析的カテゴリーと社会的プロセスの双方として、ジェンダーとは“关系的”なものである。

こうした思考様式は一般に、社会的現実の本質を概念化するにあたっての重要な方法論的移行を含んでいる。Acker によれば、「分析上独立的な諸構造を仮定し、その上でそれらの間の連鎖をさがし求めるかわりに、社会的諸関係はその連鎖が組込まれている諸過程を通じて構成されるという仮定から出発する」。<sup>32)</sup> 殊にマルクス主義フェミニストは、このアプローチが“階級”と“性/ジェンダー”間の関係を再定式化する一つの方法として特に有効であることを見出した。<sup>33)</sup> その結果として、同一の社会的諸慣行や諸過程が階級とジェンダーの両方を一度に同時に生産しかつ再生産していると考えられることができる。たとえば Phillips は、「ジェンダーはまさに階級の構造のなかに入りこみ、また階級はジェンダーの構造のなかに入りこんでいる。その結果として“女性”としてのわれわれの経験でさえ大きく異なるのである。」<sup>34)</sup> と述べている。

ここにおいて個々人の経験および社会的相互作用や構造の基本的諸要素の描写は、諸表象や諸関係の複雑で常に変化するいろいろな組合せで配列され、その結果、「女性」や「労働者階級」といったカテゴリーの一枚岩的な単一性は崩壊するであろう。

人間があらゆる社会の構成部分であるかぎり、その思考は自己認識に関する“文化結合的”諸様式から自由ではありえない。男性も女性も同様に、男性性 (masculinity)・女性性 (femininity) という支配的ジェンダー概念の虜となっている。ジェンダーが、生得的に異なる存在の対立としてではなく一つの社会関係としてみなされないならば、個々の社会における女性（または

男性)の種々の権力や抑圧に関する多様性や限界は識別されないであろう。

#### 註

- 1) Cass, B., "Comment on Gender and Dependency" in Broom, D. (ed.) *Unfinished Business*, Allen & Unwin, 1984: p. 38.
- 2) Tulloch, P., "Gender and Dependency," *ibid.*
- 3) "性"が男女の生物学的・解剖学的差異を指すのに対して, "ジェンダー"は所定の文化が身体的雄性・雌性に符合させて「男性性」・「女性性」として期待する男女の情感的・心理的属性を指す。すなわちジェンダーとは, 社会的・文化的に賦課された男女両性の分類を表わす用語である。今日, 性とジェンダーは常に符合するとは限らないことがマネーらの医学的研究によって広く認められており, その二者間の「不一致」の認識が, フェミニズム理論における最も重要なコンセプトの一つとなっている。
- 4) Edwards, A., "The Sex/Gender Distinction: Has it Outlived its Usefulness?", *Australian Feminist Studies*, No. 10, 1989, pp. 1-12: p. 7.
- 5) Tulloch, *op. cit.*: p. 22.
- 6) Uttley, S., "The Welfare Exchange Reconsidered," *Journal of Social Policy*, Vol. 9, 1980, pp. 187-205.
- 7) Tulloch, *op. cit.*: p. 23.
- 8) *Ibid.*: p. 25.
- 9) Jaggar, A. M. and P. R. Struhl, *Feminist Frameworks*, McGraw-Hill, 1979.
- 10) 竹中恵美子, 『戦後女子労働史論』, 有斐閣, 1989年: p. 39.
- 11) 従来の「家父長制 (patriarchalism)」は, 家長たる最年長の男子が神聖化された伝統的権威である家長権に基づいて成員を統率・支配するという, 古代ローマなどに典型的にみられた官僚制以前の支配の形態を指す。これに対して, フェミニズム理論におけるキーワードの一つである「家父長制 (patriarchy)」は, 従来の歴史的な規定とは独立に, 主に家事労働および生命と労働力の再生産をめぐる賦課されたジェンダーによって規定される男女間の非対称的な社会関係に根ざした男性支配のシステムを総称するものとして用いられている。
- 12) Rowbotham, S., *Women's Consciousness, Man's World*, Penguin, 1973 (邦訳: 『女の意識・男の世界』, 三宅義子訳, ドメス出版, 1977年)。および Zaretsky, E., *Capitalism, the Family and Personal Life*, Harper & Row, 1976 (邦訳: 『資本主義・家族・個人生活』, グループ7221訳, 亜紀書房, 1980年)。
- 13) Cass, *op. cit.*: pp. 38-39.
- 14) *Ibid.*: p. 40.
- 15) Cass, B., *Family Policies in Australia*, SWRC Reports and Proceedings, No. 21, University of New South Wales, 1982: p. 4.
- 16) Hartmann, H., "The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism: Towards a More Progressive Union," *Capital and Class*, No. 8, 1979, pp. 1-33: p. 18. 同論文の全訳が, 『経済労働研究』第7集 (経済労働研究会編訳, 1987年3月) に掲載されている。  
なお, 同論文の問題提起をめぐるその後の議論については, Sargent, L. (ed.) *Women and Revolution: A Discussion of the Unhappy Marriage of Marxism*

- and Feminism*, South End Press, 1981 (邦訳:『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』, 田中かず子訳, 勁草書房, 1991年)を参照。
- 17) Gough, I., *The Political Economy of the Welfare State*, Macmillan, 1979.
  - 18) Tulloch, *op. cit.*: p. 19.
  - 19) *Ibid.*: p. 29.
  - 20) *Ibid.*: p. 33.
  - 21) *Ibid.*: p. 34.
  - 22) Goodin, R. E., *Political Theory and Public Policy*, University of Chicago Press, 1982: p. 105.
  - 23) Tulloch, *op. cit.*: p. 31.
  - 24) Macintye, S., "The Right to Work and the Right to Relief between the Wars," unpublished paper, Social Justice Project, RSCS, Australian National University, 1983.
  - 25) Cass, "Comment on Gender and Dependency": p. 45.
  - 26) Stoller, R. J., *Sex and Gender*, Hogarth Press, 1968.
  - 27) Edwards, *op. cit.*: p. 5.
  - 28) Stacey, J. and B. Thorne, "The Missing Feminist Revolution in Sociology," *Social Problems*, Vol. 32, no. 4, 1985: p. 308.
  - 29) Stimpson, C., "Gertrude Stein and the Transposition of Gender" in Miller, A. K. (ed.) *The Poetics of Gender*, Columbia University Press, 1986: p. 1.
  - 30) Scott, J. W., "Gender: A Useful Category of Historical Analysis," *American Historical Review*, Vol. 91, no. 5, pp. 1053-75: p. 1067.
  - 31) Flax, J., "Postmodernism and Gender Relations in Feminist Theory," *Signs*, Vol. 12, no. 4, 1987, pp. 621-43. なお, Flax のジェンダー論に関する詳細については, 有賀美和子「フラックスの『ジェンダー論』」, 東京女子大学紀要『論集』第40巻, 第1号, 1989年を参照されたい。
  - 32) Acker, J., "The Problem with Patriarchy," *Sociology*, Vol. 23, no. 2, 1989: pp. 238-39.
  - 33) Edwards, *op. cit.*: p. 6.
  - 34) Phillips, A., *Divided Loyalties: Dilemmas of Sex and Class*, Virago, 1987: p. 72.